

令和7年度教育支援課会計年度任用職員募集要項

- 1 職名
幼稚園・こども園特別支援員（年210日）（代替）

2 募集期間

採用予定日	募集期間
令和7年11月1日	令和7年9月5日（金）～ 令和7年9月26日（金）
令和7年12月1日	令和7年10月1日（水）～ 令和7年10月20日（月）
令和8年1月1日	令和7年11月4日（火）～ 令和7年11月20日（木）

※12月1日以降の採用については、採用状況により募集を終了する場合がございます。

- 3 募集方法
目黒区ホームページ及び区報への記事掲載

- 4 募集人数
1名

- 5 選考方法
書類審査・面接
○第一次選考 書類審査
○第二次選考 面接（第一次選考合格者のみ。）

- 6 応募資格
国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた。
なお、下記（1）～（4）のいずれかに該当する方は受験できません。
（1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
（2）目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
（3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（4）現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める労働時間（1日8時間又は週40時間）を上回ることとなる者
また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。

- 7 職務内容
通園にあたり配慮を要する園児の介添え及び介添えに伴う運営補助
なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。

- 8 職務系又は職種
福祉系

- 9 雇用期間
採用予定日から令和8年3月24日まで。（育休職員の欠員期間）
なお、勤務実績を考慮した上で、当該会計年度内において任期を更新する場合があります。

す。また、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

10 勤務日及び休日

勤務日

月 1 1 日以上 年 2 1 0 日（原則として園児が登園する日）

採用予定日	勤務日数
令和 7 年 1 1 月 1 日	令和 8 年 3 月 2 4 日までのうち 8 3 日
令和 7 年 1 2 月 1 日	令和 8 年 3 月 2 4 日までのうち 6 6 日
令和 8 年 1 月 1 日	令和 8 年 3 月 2 4 日までのうち 4 8 日

休日

土曜日、日曜日、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）及び祝日。ただし、あらかじめ園行事（運動会等）で土曜日、日曜日に勤務を割り振られた場合を除きます。

11 勤務時間

1 日の勤務時間 6 時間（実働）

午前 8 時 4 5 分から午後 2 時 4 5 分

12 勤務場所

みどりがおかこども園（目黒区緑が丘 2－7－2 0）

※敷地内禁煙

13 報酬額等

月額約 1 7 2, 5 9 1 円（地域手当相当額を含む）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します（期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月 1 5 日です。ただし、1 5 日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

14 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

15 休暇等

年次有給休暇は、以下のとおりです。勤務日単位または時間単位で取得できます。

採用予定日	付与日数
令和 7 年 1 1 月 1 日	4 日
令和 7 年 1 2 月 1 日	4 日
令和 8 年 1 月 1 日	3 日

この他に、夏季休暇（採用予定日が 1 1 月 1 日以降の方は対象外）、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

16 災害補償

公務上または通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法により補償されます。

17 社会保険及び雇用保険の適用

厚生年金、健康保険、雇用保険が適用されます。

(1) 加入する健康保険

公立学校共済組合

(2) 任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員である必要があります。(例えば、任用期間が4月1日から翌年3月31日までの1年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が1年を超える必要があります。)

18 健康管理

年1回定期総合健康診断等を実施します。

5月1日時点在職者で、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。

19 その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

20 応募方法

(1) 提出書類

履歴書(6月以内の撮影写真添付)

※ご提出いただいた履歴書は返却いたしません。

(2) 提出期限

「2 募集期間」に記載の期間内に必着

(3) 提出方法

封筒に「幼稚園・こども園特別支援員(代替)」と明記し、履歴書を、教育支援課特別支援教育担当へ郵送または持参。

21 郵送先・問い合わせ先

郵便番号 153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区教育委員会事務局 教育支援課特別支援教育担当

電話番号 03-5722-9322(直通)

受付時間 月曜日から金曜日。午前8時30分から午後5時まで。

以 上